

「病児・病後児保育室 中条中央病院どんぐり園」利用料金表

平成 29 年 6 月 1 日現在

区 分		金 額
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで		2,000円
延長料金	上記料金に下記の利用区分に応じた金額を加算します。	
	午前 8 時から 8 時 30 分まで	200円
	午後 5 時 30 分から午後 6 時まで	200円

利用料金減額・免除規定

対象児童が属する世帯が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者の属する世帯である場合	上記利用料金を全額免除
対象児童と生計を一にしている者が、病児保育事業を利用した月の属する年度（病児保育事業を利用した月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（対象児童の保護者と生計を一にしているものにあつては、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（胎内市税条例（平成 17 年条例第 51 号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）で構成される場合	上記利用料金の 2 分の 1 を減額